

## 豊中市地域医療推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 「豊中市地域医療推進基本方針」に掲げる基本理念の実現をめざし、地域医療に携わる関係者の参画のもと、地域医療の現状や課題について認識を共有し、具体的な方策について情報共有・意見交換を行うため、「豊中市地域医療推進会議」（以下、「推進会議」という。）を設置する。

### (事項)

第2条 推進会議において情報共有・意見交換する事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域医療連携（医療機能の分化・連携）の促進に関する事項
- (2) 在宅医療の推進に関する事項
- (3) 救急医療・災害医療体制の確保に関する事項
- (4) その他、地域医療の推進に関する事項

### (組織)

第3条 推進会議は別表に掲げる団体等の代表者で組織する。

- 2 推進会議の議長は、豊中市保健所長をもって充てる。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。
- 4 推進会議は、必要に応じて議長が招集する。
- 5 議長が必要と認めるときは、委員のほか関係者を出席させることができる。

### (作業部会)

第4条 議長が、第2条に掲げる事項について重点的に取り組む必要があると認めるときは、推進会議に「作業部会」を置くことができる。

### (庶務)

第5条 推進会議の庶務は、豊中市健康医療部医療支援課が行う。

### (補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は豊中市健康医療部長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

関係団体	豊中市医師会 豊中市歯科医師会 豊中市薬剤師会 豊中市病院連絡協議会 市立豊中病院 豊中市訪問看護ステーション連絡会
行政機関	豊中市消防局 豊中市保健所